

一般社団法人 日本キャップ野球協会 会員規約

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人 日本キャップ野球協会(以下、「この法人」という)は、日本キャップ野球界を統括し代表する唯一の団体として、キャップ野球を通じた豊かなスポーツ文化の創造、及び人々の心身の健全な発達と持続可能な社会の創出に貢献することを目的とする。協会根本理念については以下に記す。

協会理念:『キャップ野球』という競技の確立

第2条 本規約の範囲

本規約は、この法人の定款第5条に定める会員に適用される。

第2章 会員資格

第3条 会員種別・会員資格 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 一般会員

この法人の目的に賛同し、会員登録申請書の提出及び年会費の納付によりこの法人に入会し、承認された者。

(2) 特別会員

理事、顧問など、この法人において特別の資格を委譲され活動をおこなう者。

(3) 賛助会員

この法人の目的及び事業に賛助するため、入会が承認された個人又は法人。

(4) 協力会員

この法人の目的及び事業に自主的かつ無償にて運営に協力すべく意思表示し、入会が承認された者。

(5) 名誉会員

この法人に対して功労があり、理事会の推薦により会長から委嘱された個人。

なお、会員資格において各会員が別の種の会員となる二重会員の登録を可能とする。

第4条 入会

この法人の一般会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。賛助会員及び協力会員も同様とする。

第5条 入会不承認

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、この法人は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去にこの法人から資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員等(以下、「反社会的勢力」という)である場合
- (4) その他この法人が、本会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

第6条 会費

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、一般会員になった時及び毎年、一般会員は、別に定める額を支払う義務を負う。

- (1) 会費は一般会員から納付される。年会費の金額等は理事会にて別途細則を定める。(令和4年5月12日現在は以下の表に基づき、入会金及び年会費が必要となるものとする)
- (2) 特別会員・名誉会員は、会費の納付が免除される。

会員区分	入会金	年会費	備考
高校生以下の学生、又はそれに準ずる会員	1000円	1000円	会員として所属する初年度は入会金のみ納入で会員とみなす。通算会員登録年度が2年目以降は年会費の納入が必須となる。
大学生、大学院生、又はそれに準ずる会員		2000円	
社会人、またはそれに準ずる会員		3000円	

- (3) 賛助会員及び協力会員は別途定める賛助会費を納付する。なお、協力会員は自主的かつ無償にて運営に協力することにより、これに代えることが出来る。(令和4年5月12日現在は

以下の表に基づいた金額とする。)

会員区分	賛助会費	備考
賛助会員	1口30000円	総会にて変更の可能性あり
協力会員	無料	

第7条 加盟団体外での活動

会員は、国外を含めこの法人以外のキャップ野球に関する団体に加入し活動をする場合、この法人が定める方法により届け出なければならない。

第8条 退会

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条 会員資格の停止及び除名

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員の会員資格を停止、又は除名することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の品位を著しく傷つけたとき、又はこの法人の秩序を乱したとき。
- (3) その他停止、又は除名すべき正当な事由があるとき。

第10条 会員資格の喪失

前9条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 定款第6条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。

第3章 本会員規約の追加・変更

第11条 規約の追加・変更

この法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本協会のホームページ等への掲載により会員に事前に通知のうえ本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。

以上、この法人の全ての会員に本規約を適用するものとし、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

附則

本会員規約は、令和4年5月13日より施行する。